

平成24年第8回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成24年7月23日(月)午後1:30~午後2:30
2. 開催場所 : 山村開発センター1階 中会議室
3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	欠員
〃	2	村下 健治
〃	3	工藤 昭治
〃	4	前山 勝造
〃	5	小坂 敏
〃	6	小澤 守昭
職務代理者	9	長根 孝衛

4. 欠席委員 (2人)
7番 佐藤 光男 8番 川代 恵則
5. 会議書記
事務局長 熊谷 誠悦
事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 日程第4 議案第24号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について
- 日程第5 議案第25号 農地移動適正化あっせん基準の見直しについて

7. 会議の概要

議 長	会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います 唱和の音頭を、6番 小澤 守昭 君 お願いします。
	(憲章の唱和)
議 長	定足数に達しておりますので、これより平成24年第8回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	それでは議事録署名委員には、2番 村下 健治 君 並びに3番 工藤 昭治 君を指名いたします。
議 長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に日程第3、議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。 それでは、受付番号18号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第3 議案第23号 受付番号18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明します。 農地法第3条の許可申請は、使用貸借の設定1件であります。 祖父から孫への使用貸借の申請であります。農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については議案書に記載のとおりです。参考にP3からP5まで許可申請書の写しと位置図を添付してあります。受付番号18号はP10の農地法第3条1項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、現地調査の結果を担当の9番長根 委員から報告を求めます。
長根委員	議案第23号の現地調査の結果を報告します。 受付番号18号の農地は、今年の4月に同地区(堂ヶ前)の人と交換した農地ではありますが、祖父と使用貸借をするとのことあります。隣接農地および周辺農地の状況から見ても、特段問題は無いものと考えます。以上、現地調査の結果報告とします。

議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議 長	同じく日程第3、議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。 それでは、受付番号19号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第3 議案第23号 受付番号19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明します。 昨年まで耕作放棄地であったところです。譲受人は雑穀（粟、稗等）を作付けしたいとのことであります。農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については議案書に記載のとおりです。 参考にP6からP9まで許可申請書の写しと位置図を添付してあります。受付番号19号はP10の農地法第3条1項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。
議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の2番 村下 委員から報告を求めます。
村下委員	議案第23号の現地調査の結果を報告します。 受付番号19号の農地は、昨年まで雑草が生い茂っていた耕作放棄地であります。 借り受け者が、粟、稗、アマランサス等の雑穀を作付けしたいと言うことであります。 耕作放棄地の解消にもなるし、周辺農地の状況から見ても、一切問題は無いものと思われまます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、 質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議 長	質疑、意見なしと認めます。これより、採決いたします。 議案第23号、受付番号18号と19号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議 長	異議なしと認めます。
議 長	よって、議案第23号は原案のとおり決定しました。 次に日程第4、議案第24号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題とします。 それでは、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第4 議案第24号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について説明します。

	<p>申請地は、登記簿上は牧場であるが、現状は自然木等で覆われている土地である。現在は三八地方森林組合の土場として戸来財産区と賃貸借契約をしている土地であります。</p> <p>また、傾斜地であり（崖地）であるため、農地としての耕作は無理であると思われる。</p> <p>周辺農地への支障は、現地の状況から見ても一切問題ないと考えます。</p> <p>参考にP3からP5まで許可申請書の写しと位置図を添付してあります。受付番号18号はP10の農地法第3条1項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため許可できない要件を全て満たしていると考えます。参考に図面及び写真を添付してあります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に対して、現地調査の結果を担当の9番長根委員から報告を求めます。</p>
長根委員	<p>議案第24号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は、登記簿上は牧場になっていますが現状は雑木等の自然木で覆われております。</p> <p>数十年以上前までは畜産のための牧場であったと思われませんが、現在は三八地方森林組合の土場等として戸来財産区と賃貸借を交わしている土地であります。</p> <p>将来を見据えた場合には、牧場として使用することはないものと思われる。</p> <p>また、傾斜地（崖地）であるため、農地としての耕作は無理である。</p> <p>周辺農地への支障の有無等については、現地の状況等から見ても一切問題は無いものと考えます。以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、 質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>なしの声あり</p>
議長	<p>質疑、意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>なしの声あり</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第24号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に日程第5、議案第25号 農地移動適正化あっせん基準の見直しについてを議題とします。</p> <p>それでは、あっせん基準の見直しについて審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第5 議案第25号 農地移動適正化あっせん基準の見直しについて説明します。</p> <p>1 農地適正化あっせん事業実施要領等の一部改正に伴い、新郷村農地移動適正化あっせん基準並びに新郷村農地移動適正化あっせん基準細則の一部を見直しするものである。</p> <p>2 2010年農林業センサスの結果並びに平成24年3月策定の新郷村農業経営基盤強化</p>

	の促進に関する基本的な構想に基づき、新郷村農地移動適正化あっせん基準並びに新郷村農地移動適正化あっせん基準細則の一部を見直すものである。
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議 長	質疑、意見なしと認めます。これより、採決いたします。 議案第25号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第25号は原案のとおり決定しました。以上をもって、平成24年第8回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

議 長

署名者

署名者